

# 平成27年12月亀山市議会定例会提出議案

## 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例	1
議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例	3
議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例	5
議案第84号 亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条 例	7
議案第85号 病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用 することに伴う関係条例の整備に関する条例	9
議案第86号 亀山市職員定数条例の一部を改正する条例	12
議案第87号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正す る条例	13
議案第88号 亀山市税条例等の一部を改正する条例	14
議案第89号 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの 制限の措置に関する条例の一部を改正する条例 .....	18
議案第90号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	19

議案第 9 1 号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	2 0
議案第 9 2 号	亀山市交通遺児援護金給付条例を廃止する条例	2 1
議案第 9 3 号	亀山市国民宿舎関ロジ条例を廃止する条例	2 2

件名	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	企画総務部 人事情報室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、平成27年10月から個人番号の通知が行われ、平成28年1月から個人番号の利用が始まります。</p> <p>個人番号の利用については、番号法により社会保障、地方税及び災害対策に関する特定の事務において利用することが定められており、市が個人番号を利用する場合には、その事務と利用範囲を条例で定める必要があります。</p> <p>特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供についても、番号法により定められており、同じ市の機関であっても市長部局と教育委員会部局との間で特定個人情報を提供する場合、その事務と提供範囲を条例で定める必要があります。</p> <p>これらに対応するため、本条例を制定するものです。</p> <p><b>2 制定内容</b></p> <p>(1) 番号法の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとします。 &lt;第1条関係&gt;</p> <p>(2) 条例における用語の意義を定めます。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>(3) 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとするなど、市の責務を定めることとします。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>(4) 番号法の規定により、市が、個人番号を利用できる事務について、次のとおり定めることとします。 &lt;第4条及び別表関係&gt;</p> <p>ア 市長部局が行う福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>イ 市長部局と教育委員会部局のそれぞれが行う番号法に規定された事務</p> <p>(5) 市長部局または教育委員会部局は、番号法に規定された事務について、その事務を処理するために必要な限度でそれぞれに提供できることとしま</p>		

す。 <第5条関係>

(6) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 <第6条関係>

### 3 その他

施行日は、平成28年1月1日とします。

件名	亀山市病院事業の設置等に関する条例	医療センター事務局 医事管理室
----	-------------------	--------------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

本市の病院事業につきましては、平成2年6月に「亀山市立医療センター」を開設し、現在まで地域医療を支える役割を果たしてきました。

しかしながら、昨今の厳しい経営状況に加え、地域医療における環境も刻々と変化していることから、病院事業の業務の執行に関し広範囲な権限を持つ病院事業管理者を設置して、保健・医療・福祉が一体となって地域医療を提供する体制を整備し、病院の自立性を高めるとともに経営基盤の確立を目指していく必要があります。

このことから、これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していましたが本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとし、併せて本条例の規定を全般的に見直すため、本条例を全部改正するものです。

## 2 改正内容

- (1) 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を行う病院として「亀山市立医療センター」を設置することとします。 <第1条関係>
- (2) これまで地方公営企業法の規定のうち財務規定等のみを適用していましたが本市の病院事業について、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとします。 <第2条関係>
- (3) 従前どおり、亀山市立医療センターにおける診療科目は内科、外科、整形外科及び眼科の4科、病床数は一般病床100床とすることとします。 <第3条関係>
- (4) 病院事業管理者の職名は、「地域医療統括官」とし、病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として、「亀山市立医療センター」を置くこととします。 <第4条関係>

(5) 取得又は処分をする場合に地方公営企業法の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産は、予定価格が2,000万円以上の不動産などであることとします。 <第5条関係>

(6) 病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、賠償額が10万円以上である場合は、議会の同意を得なければならないこととします。

<第6条関係>

(7) 負担付きの寄附の受領等でその金額が100万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が50万円以上のものは、議会の議決を得なければならないこととします。 <第7条関係>

(8) 病院事業管理者は、病院事業の業務の状況を説明する書類を、半期ごとに市長へ提出しなければならないこととします。 <第8条関係>

(9) 条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めることとします。

<第9条関係>

### 3 その他

施行日は、平成28年4月1日とします。

件名	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	医療センター事務局 医事管理室
----	-----------------------------	--------------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していました本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしています。

同法第38条第4項において、企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定めると規定されていることから、病院事業職員の給与の種類及び基準を定めるため、本条例を制定するものです。

## 2 制定内容

(1) 地方公営企業法の規定に基づき、病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとします。 <第1条関係>

(2) 給与の種類は、給料及び手当とします。なお、手当の種類は、市長部局の職員に対して支給される手当と同一の種類とし、その基準は市長部局の職員に対して支給される手当と同様の基準で定めることとします。

<第2条及び第4条から第17条まで関係>

《手当の種類》

- ① 扶養手当      ② 地域手当      ③ 通勤手当      ④ 住居手当
- ⑤ 管理職手当      ⑥ 管理職員特別勤務手当      ⑦ 時間外勤務手当
- ⑧ 休日勤務手当      ⑨ 夜間勤務手当      ⑩ 宿日直手当
- ⑪ 期末手当      ⑫ 勤勉手当      ⑬ 特殊勤務手当      ⑭ 退職手当

(3) 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとします。なお、給料表は、地方公営企業法の規定の趣旨に従って定めなければならないこととします。 <第3条関係>

(4) 給与の額については、地方公営企業法の趣旨及び市長部局の職員の給与の額を考慮して、病院事業管理者が定めることとします。

<第18条関係>

(5) 給与の減額の基準については、市長部局の職員の基準に合わせて定めることとします。 <第19条関係>

(6) 休職者の給与については、病院事業管理者が定める管理規程により支給  
できることとします。 <第20条関係>

(7) 病院事業管理者の許可を受けて、労働組合の役員として専ら労働組合の  
業務に従事する職員に対しては、給与を支給しないこととします。

<第21条関係>

(8) 育児休業中の職員に対しては、給与を支給しないこととします。ただし、  
病院事業管理者が定めた期間内において勤務した期間のある職員に対して  
は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給できることとします。

<第22条関係>

(9) 非常勤職員等の給与については、職員の給与とのバランスを考慮して支  
給することとします。 <第23条関係>

(10) 再任用職員等に対しては、扶養手当、住居手当及び退職手当を支給し  
ないこととします。 <第24条関係>

(11) 条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めることとしま  
す。 <第25条関係>

### 3 その他

施行日は、平成28年4月1日とします。

件名	亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例	医療センター事務局 医事管理室
----	------------------------	--------------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市立医療センター（以下「医療センター」といいます。）における看護師又は准看護師（以下「看護師等」といいます。）の要員確保につなげるため、市は、看護師等を養成する学校その他の養成施設に修学し、養成施設を卒業後、医療センターにおいて看護師等として勤務しようとする者に対して、入学支度金及び修学資金を貸与しています。

現在、入学支度金及び修学資金の貸与につきましては亀山市看護師等修学資金貸与規則（平成17年亀山市規則第68号）により、貸与した入学支度金及び修学資金の返還免除につきましては亀山市看護師等修学資金返還免除に関する条例（平成17年亀山市条例第97号）により運用しています。

これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していました本市の病院事業に、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用するに当たり、入学支度金及び修学資金の貸与について新たに1つの条例として整備するため、本条例を制定するものです。

## 2 制定内容

- (1) 看護師等を養成する養成施設に修学し、養成施設を卒業後、医療センターにおいて看護師等として勤務しようとする者に対して貸与する入学支度金及び修学資金に関して必要な事項を定めるものとします。 <第1条関係>
- (2) 病院事業管理者は、看護師等の養成施設に入学しようとする者又は在学する者で、養成施設を卒業後、医療センターに看護師等として勤務しようとするものに対して、予算の範囲内において無利息で入学支度金又は修学資金（以下「入学支度金等」といいます。）を貸し付けることとします。 <第2条関係>
- (3) 入学支度金の貸与額は、年額72万円以内において病院事業管理者が定めることとします。また、修学資金の貸与額は、次の額以内において病院事業管理者が定めることとします。ただし、入学支度金を貸与した者に対

する入学年度における修学資金の貸与額は、貸与した入学支度金と修学資金との合算額が、年額72万円を超えないものとします。 <第3条関係>

ア 看護師の養成施設に在学している者 月額6万円

イ 准看護師の養成施設に在学している者 月額1万5,000円

(4) 入学支度金等の貸与を受けようとする者は、保証人を立なければならないこととします。 <第4条関係>

(5) 入学支度金等の貸与の決定を受けた者が、養成施設に入学することをやめたとき、養成施設を退学したときなど、入学支度金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったときは、貸与の決定を取り消すこととします。

<第5条関係>

(6) 入学支度金等の貸与の決定が取り消されたり、医療センターに看護師等として採用されなかつたりした場合は、貸与を受けた入学支度金等を1年以内に返還しなければならないこととします。 <第6条関係>

(7) 養成施設に引き続き在学している場合などやむを得ない理由があるときは、入学支度金等の返還を猶予することができるものとします。

<第7条関係>

(8) 入学支度金等の貸与を受けた者が、養成施設を卒業後、医療センターの看護師等として修学資金の貸与期間以上勤務した場合に、貸与した入学支度金等の返還を免除するなどの規定を設けることとします。

<第8条及び第9条関係>

(9) 入学支度金等の返還が返還期日までになされなかった場合は、遅延損害金として、年7.3%の延滞利息を課すこととします。

<第10条関係>

(10) 条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めることとします。 <第11条関係>

### 3 その他

(1) 施行日は、平成28年4月1日とします。

(2) 附則において、亀山市看護師等修学資金返還免除に関する条例（平成17年亀山市条例第97号）は、廃止します。

件名	病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例	医療センター事務局 医事管理室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していました本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしています。これに伴い、改正が必要となる関係条例について、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>≪第1条関係≫</p> <p>亀山市情報公開条例の一部改正</p> <p>公文書を公開する責務を有する「実施機関」に病院事業管理者を加えることとします。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>≪第2条関係≫</p> <p>亀山市個人情報保護条例の一部改正</p> <p>適切な個人情報の取扱いを確保し、市の施策を通じて個人情報の保護に努める責務を有する「実施機関」に病院事業管理者を加えることとします。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>≪第3条関係≫</p> <p>亀山市防災会議条例の一部改正</p> <p>防災会議の委員に病院事業管理者を加えることとします。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>≪第4条関係≫</p> <p>亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正</p> <p>第7条の「亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正」において、病院事業管理者を設置することに伴い、その病院事業管理者の旅費の支給基準を追加することから、これを引用する条項を整理します。 &lt;第6条関係&gt;</p> <p>≪第5条関係≫</p> <p>亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>第7条の「亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正」において、病院事</p>		

業管理者を設置することに伴い、その病院事業管理者の旅費の支給基準を追加することから、これを引用する規定を整理します。 <別表関係>

#### << 第 6 条関係 >>

亀山市職員給与条例の一部改正

病院事業企業職員の給与の種類及び基準については、別に条例で定めることから、次のとおり改正することとします。

(1) 病院に勤務する医療職に関する給料表を削り、これに関係する条項を整理します。 <第 4 条、第 6 条、第 8 条、附則第 1 1 項及び別表関係>

(2) 病院に勤務する医療職に関する手当の規定を整理します。

<第 2 6 条、第 4 1 条、第 4 4 条、第 4 9 条及び第 5 0 条関係>

#### << 第 7 条関係 >>

亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正

地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い設置される病院事業管理者の旅費の支給基準については、市長、副市長及び教育長と同じ支給基準で定めることとします。また、亀山市立医療センターの院長の旅費の支給基準については、病院事業管理者が定めることから、本条例の規定から削除することとします。 <第 2 条及び別表関係>

#### << 第 8 条関係 >>

亀山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

病院事業企業職員の給与の種類及び基準については、別に条例で定めることから、本条例については、企業職員のうち水道事業企業職員及び工業用水道事業企業職員の職員のみ適用されるものであることを明確にすることとします。 <題名、第 1 条及び第 2 条関係>

#### << 第 9 条関係 >>

亀山市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正

使用料及び手数料に関する権限については、市長から病院事業管理者に委譲されることから、市長を病院事業管理者に改めることとします。

<第 3 条から第 5 条まで及び別表関係>

《第10条関係》

亀山市消防団条例の一部改正

第7条の「亀山市職員の旅費に関する条例の一部改正」において、亀山市立医療センターの院長の旅費の支給基準の規定を削除することから、これを引用する条項を整理します。 <第14条関係>

《第11条関係》

亀山市まちづくり基本条例の一部改正

市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならないなどの責務を有する「執行機関」に病院事業管理者を加えることとします。

<第2条関係>

《第12条関係》

亀山市の私債権の管理に関する条例の一部改正

病院事業管理者は、病院事業における債権の管理について責務を有することから、本条例の規定により債権の管理を行うものとして病院事業管理者を加えることとします。なお、病院事業管理者が放棄した債権については、市長が議会に報告することとします。 <第4条から第8条まで関係>

### 3 その他

- (1) 施行日は、平成28年4月1日とします。
- (2) 第3条の「亀山市防災会議条例の一部改正」について、この改正に伴い新たに委員となる者の任期は、平成29年3月31日までとする経過措置を定めます。

件名	亀山市職員定数条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していました本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしています。</p> <p>また、関幼稚園及び関保育園につきましては、平成28年4月1日から新たに認定こども園となります。</p> <p>これらのことから、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 本条例の対象となる職員の表記を「本市に常時勤務する一般職の職員」に改めることとします。 &lt;第1条関係&gt;</p> <p>(2) 病院事業及び認定こども園に係る職員の定数について、次のとおり整備することとします。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>ア 病院事業の職員の定数については、市長の事務部局の職員の定数から減じ、地方公営企業の職員において別に100人と定めます。</p> <p>イ 地方公営企業の職員の定数において、病院事業の職員の定数を定めることに伴い、水道事業の職員の定数の区分を新たに設けます。</p> <p>ウ 幼稚園の所管は教育委員会であり、認定こども園の所管は市長であることから、幼稚園から認定こども園に配置換えとなる職員3人については、教育委員会の所管に属する職員の定数から減じ、市長の事務部局の職員の定数に加えます。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号。以下「改正法」といいます。）が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、同法の施行後に新たに任命される教育長については、特別職となります。</p> <p>また、本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用し、特別職である病院事業管理者を置くこととしています。</p> <p>これらのことから、教育長及び病院事業管理者の給料の額について、特別職報酬等審議会の審議の対象とするため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>市長の諮問に応じて特別職報酬等審議会が審議する特別職の報酬等の額に、教育長及び病院事業管理者の給料の額を加えることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第1条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 施行日は、公布の日とします。</p> <p>(2) 改正法の経過措置により在職する教育長については、一般職であることから、この条例の規定を適用しないこととする経過措置を設けます。</p>		

件名	亀山市税条例等の一部を改正する条例	財 務 部 納 税 室 税 務 室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>平成26年度の国税徴収法（昭和34年法律第147号）等の改正では、円滑・適正な納税のための環境整備を図るため、国税の納税の猶予制度の見直しが行われ、これまでの納税者からの申請による納税の猶予及び税務署長の職権による換価の猶予に加え、納税者からの申請による換価の猶予を新設するなどの改正が行われました。</p> <p>このことから、地方税の納税の猶予制度についても見直しが行われ、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）による地方税法の改正の一部が平成28年4月1日に施行されることに伴い、市の条例においても納税の猶予制度について規定する必要があるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>なお、この改正により、市独自の規定ができるよう条例委任事項が設けられていますが、国から条例委任事項に関する基準等が示されていないことから、その内容について県内で調整を図ることを目的に県内14市が集まり検討を行った結果、条例委任事項については国税徴収法等の取扱いに準じた内容とすることとします。</p> <p>また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月1日から市が作成する納付書及び納入書に法人番号を記載することとするため、亀山市税条例の一部を改正しましたが、平成27年10月2日付け総務省通知により、市が作成する納付書及び納入書には原則法人番号を記載しないこととされたため、亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第26号）について、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>《第1条関係》</p> <p>【徴収猶予関係】</p> <p>（1）徴収猶予に係る分割納付については、猶予する期間内の各月（やむを得ない事情があると認めるときは指定する月）に分割して納付するものとし</p>		

ます。また、分割して納付する、それぞれの納付期限や納付金額などを定めたときは、それらを徴収猶予を受けた者に通知しなければならないこととします。 <新第5条の2関係>

(2) 徴収猶予の申請手続等に関し条例で定める必要がある事項等について定めることとします。 <新第5条の3関係>

ア 徴収猶予及び猶予の延長の申請に必要な記載事項及び書類について整備を行います。

イ 徴収猶予にあたって担保の提供を必要としない場合の滞納額を100万円以下、猶予期間を3か月以内とします。

ウ 徴収猶予の申請書類及び添付書類に不備がある場合に訂正等を行わなければならない期限は、通知を受けた日から20日以内とします。

エ 地方税法に定めるもののほか、徴収猶予及び猶予の延長を認めないことができる場合は、財産状況等からみて猶予が適当でないとして市長が判断した場合とします。

(3) 新たに滞納となったときに徴収猶予を取り消すことができる債権の種類は、地方自治法第240条第1項に規定する債権（全ての金銭債権）とします。 <新第5条の4関係>

#### 【職権による換価の猶予関係】

(4) 職権による換価の猶予について定めることとします。

<新第5条の5関係>

ア 換価の猶予に係る分割納付については、猶予する期間内の各月（やむを得ない事情があると認めるときは指定する月）に分割して納付するものとします。また、その他の分割納付に関する取扱いについては徴収猶予の規定を準用します。

イ 換価の猶予及び猶予の延長の申請に必要な記載事項及び書類について整備を行います。

ウ 新たに滞納となったときに徴収猶予を取り消すことができる債権の種類は、地方自治法第240条第1項に規定する債権（全ての金銭債権）とします。

【申請による換価の猶予関係】

(5) 申請による換価の猶予について定めることとします。

＜新第5条の6関係＞

- ア 申請による換価の猶予の申請期限を納期限から6か月以内とします。
- イ 他に滞納が存する場合に換価の猶予を認めないことになる債権の種類を地方自治法第240条第1項に規定する債権（全ての金銭債権）とします。
- ウ 地方税法で定めるもののほか、滞納者の状況により換価の猶予を適用しない場合は、財産状況等からみて猶予が適当でないと市長が判断した場合とします。
- エ 換価の猶予に伴う分割納付については、猶予する期間内の各月（やむを得ない事情があると認めるときは指定する月）に分割して納付するものとします。
- オ 換価の猶予及び猶予の延長の申請に必要な記載事項及び書類について整備を行います。
- カ 換価の猶予の申請書類及び添付書類に不備がある場合に訂正等を行わなければならない期限は、通知を受けた日から20日以内とします。
- キ 地方税法で定めるもののほか、換価の猶予及び猶予の延長を認めないことができる場合は、財産状況等からみて猶予が適当でないと市長が判断した場合とします。
- ク 新たに滞納となったときに換価の猶予を取り消すことができる債権の種類は、地方自治法第240条第1項に規定する債権（全ての金銭債権）とします。

(6) 換価の猶予にあたって担保の提供を必要としない場合の滞納額を100万円以下、猶予期間を3か月以内とします。 <新第5条の7関係>

＜第2条関係＞

(1) 市が作成する納付書及び納入書には法人番号を記載しないこととします。

＜平成27年改正条例第2条関係＞

(2) 各税目ごとの規定について、「法人番号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号」と

する等の整備を行います。

＜平成27年改正条例第26条、第69条、第96条、第125条、第139条及び改正附則第1条関係＞

### 3 その他

＜第1条関係＞

施行日は、平成28年4月1日とします。

＜第2条関係＞

施行日は、公布の日とします。

(参考)

換価の猶予とは、すでに差し押さえされている財産、あるいは今後差し押さえの対象となりうる財産の換価処分（公売等）を、一定の要件に該当した場合に猶予し、分納を認めるという制度です。

件名	亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例	財務部 納税室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>本条例は、市税その他の市の歳入（以下「市税等」といいます。）を滞納している者に対して、行政サービスの制限の措置を執ることにより、市税等の納付に対する公平性の確保及び健全な財政運営に寄与することを目的としています。</p> <p>平成28年4月から市に認定こども園を設置することから、認定こども園の利用者負担額等を滞納している者について、行政サービスの制限の措置の対象とするため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>行政サービスの制限の措置の対象とすることができる市税等として、新たに認定こども園利用者負担額等を加えることとします。また、関幼稚園が認定こども園になることから、これまで対象としていなかった幼稚園利用者負担額についても行政サービスの制限の措置の対象とすることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 施行日は、平成28年4月1日とします。</p> <p>(2) 附則において、次の条例の一部を改正し、それぞれの条例において行政サービスの制限の措置の対象としている市税等に、本条例により新たに制限の措置の対象となった歳入を加えます。</p> <p>ア 亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）</p> <p>イ 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）</p> <p>ウ 亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）</p> <p>エ 亀山市子どもの出生祝金条例（平成23年亀山市条例第34号）</p> <p>＜参考＞現在、行政サービスの制限の措置の対象となる市税以外の市の歳入</p> <p>① 保育所利用者負担額等                      ② 農業集落排水施設使用料</p> <p>③ 市営住宅使用料                              ④ 公共下水道使用料</p> <p>⑤ 公共下水道受益者負担金等</p>		

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	市民文化部戸籍市民室 地域づくり支援室 財務部税務室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>特定の市民に提供されるサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、第2次亀山市行財政改革大綱前期実施計画に基づき見直しを進めています。各種証明書交付等の手数料については、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、交付に係る経費や近隣自治体の手数料を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料等の手数料について見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>次の手数料を200円から300円に改定します。 &lt;別表第1関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料</li> <li>(2) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料</li> <li>(3) 住民票記載事項証明書交付手数料</li> <li>(4) 印鑑登録証の交付手数料</li> <li>(5) 印鑑登録証明書の交付手数料</li> <li>(6) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付手数料</li> <li>(7) 死体埋火葬許可証再交付手数料</li> <li>(8) 身分に関する証明書交付手数料</li> <li>(9) 固定資産課税台帳の閲覧手数料</li> <li>(10) 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付手数料</li> <li>(11) 公簿、公文書又は図面の閲覧手数料</li> <li>(12) 租税公課に関する証明書交付手数料</li> <li>(13) 固定資産に関する証明書交付手数料</li> <li>(14) 営業に関する証明書交付手数料</li> <li>(15) その他の証明手数料</li> </ul> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号。以下「政令」といいます。）により、平成27年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正します。 <第2条及び第26条関係>

	現行	改正後
基礎課税額	51万円	52万円
後期高齢者支援金等課税額	16万円	17万円
介護納付金課税額	14万円	16万円
合 計	81万円	85万円

### 3 その他

- (1) 施行日は、平成28年4月1日とします。
- (2) 改正後の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとします。
- (3) 附則において、亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年亀山市条例第28号）の一部を改正し、附則第19項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める改正規定の施行日を、平成29年1月1日から平成28年1月1日に改めることとします。

件 名	亀山市交通遺児援護金給付条例を廃止する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
-----	-----------------------	------------------------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

本条例は、交通事故により父母を亡くした18歳未満の者（以下「交通遺児」といいます。）に交通遺児援護金を給付することにより、交通遺児を援護し、福祉の増進を図ることを目的としています。

旧亀山市において交通遺児援護金給付条例が制定された前年の昭和45年に最多となった全国の交通事故による死者数は、平成13年から14年連続して減少し、平成26年の死者数は4分の1以下となっています。

また、近年、交通遺児の生活支援については、児童扶養手当や遺族年金等の制度による充実が図られています。

これらのことから、交通遺児援護金の給付を見直し、本条例を廃止するものです。

### 2 廃止内容

本条例を廃止します。

### 3 その他

(1) 施行日は、平成28年4月1日とします。

(2) 本条例の規定による受給資格の認定を受けた者に対する給付については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(参考)

- ・ 給付金給付額 月額2,000円
- ・ 現在の給付人数 2人
- ・ 給付人数及び給付額（年額）の推移

年度	支給人数(人)	給付額(千円)	年度	支給人数(人)	給付額(千円)
H17	11	202	H22	4	96
H18	9	180	H23	4	78
H19	6	130	H24	3	54
H20	5	120	H25	3	66
H21	5	112	H26	3	72

件名	亀山市国民宿舎関ロジ条例を廃止する条例	市民文化部 関支所 観光振興室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>国民宿舎関ロジは、市民及び旅行者の保養及び健康の増進に寄与し、併せて観光事業の発展に資するため、昭和42年に設置されました。</p> <p>しかしながら、近年は、市内への多数のビジネスホテルの立地、民間による事業活動、他の公共施設の整備等により、その公的な役割は小さくなっています。また、今後、国民宿舎関ロジの運営を継続的に行っていくためには、赤字収支に対する補てん、施設の老朽化に対する設備更新費等に多額の公費の投入が必要となることを見込まれます。</p> <p>これらのことから、国民宿舎関ロジの在り方を検討したところ、運営を継続しないものとする方針と決定したため、本条例を廃止するものです。</p> <p><b>2 廃止内容</b></p> <p>本条例を廃止します。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		